

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業スキーム(案)

国家戦略特区

適正受入管理協議会

関係自治体

連携

地方農政局、地方入国管理局、都道府県労働局、内閣府地方創生推進事務局等

報告
(定期/随時)

- ・基準適合性の確認
- ・巡回指導、監査

現地調査

苦情
相談

特定機関
労働者派遣法の許可を受ける等の要件を満たした事業者

◆特定機関の要件【政令】
指針に則した措置の実施/欠格要件の非該当(法令違反)等

労働者派遣契約

- 帰国担保措置【指針】
外国人農業支援人材がやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、当該旅費を負担
- 雇用の継続が不可能となった場合の措置【指針】
本人に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、新たな特定機関を確保するよう努める

雇用契約

- 【指針】
- ・日本人と同等額以上の報酬額
 - ・年間総労働時間のキャップ導入(過重労働への配慮措置)
 - ・必要な研修を実施等

◆派遣先農業経営体の要件【指針】
農業経営体であること/欠格要件の非該当(法令違反、暴力団など)等

派遣先農業経営体
一定の要件を満たした農業経営体等

農業経営体

農業経営体

作業指示

農業支援活動
(生産、出荷・調製、加工等)

外国人農業支援人材

◆農業に従事する外国人の要件【政令】
満18歳以上/農業に関する一定の知識経験(解釈通知において留意事項を規定)